

消安委第6号
平成26年1月24日

経済産業大臣
茂木 敏充 殿

消費者安全調査委員会
委員長 畑村 洋太郎

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、平成17年11月28日に東京都内で発生したガス湯沸器事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第24条第1項の規定に基づく評価の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を提出する。

記

強制排気式半密閉型ガス瞬間湯沸器（以下「ガス湯沸器」という。）に関し、以下の点について、関係工業会等によるガイドラインの作成等を通じたルール化を図り、適切に周知徹底等が行われるよう関係工業会等を指導すべきである。

- (1) 製造事業者及び輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）が作成するサービスマニュアルに、危険性を含めて改造禁止に関する警告を見やすく表示することや、製造事業者等において取り組み始めているガス湯沸器本体への安全装置の改造禁止に関する警告表示を徹底する等の方法により、現場で作業を行う者に対して、改造禁止について周知徹底を図る。
- (2) あわせて、改造等によって消費者の生命を脅かす重大な結果が引き起こされる可能性がある場合や実際に生じた場合には、その重大な結果を含めて、現場で作業を行う者に周知徹底を図る。
- (3) 修理等を行うサービス事業者が、現場における対応策の判断が付かない場合に、製造事業者等に確認できるルートを明確にしておく。